

00.1  
8-12

消費者契約法 4 1 条 1 項 に 基 づ く 事 前 請 求 書

2 0 1 8 年 4 月 1 3 日

〒 1 0 0 - 0 0 0 5

東京都千代田区丸の内 2 - 2 - 2 丸の内三井ビル  
シティユーワ法律事務所

IHG・ANA・ホテルズグループジャパン合同会社

代理人 弁 護 士 東 澤 紀 子 殿

同 保 坂 理 枝 殿

同 鈴 木 理 沙 子 殿

〒 7 0 0 - 0 0 2 6

岡山市北区奉還町 1 - 7 - 7 オルガ 5 階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正



TEL : 086-230-1316

H P : <http://okayama-con.net/>

1.0  
7-8

前略

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為・不当条項の使用中止等の申入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当団体のウェブサイトをご参照ください）。

さて、既に2017年7月17日付質問書において指摘させていただいておりますとおり、当団体において、貴社ブランドが付されたホテル（以下「貴社グループホテル」といいます。）が提供されている「早割！10%OFF ご予約は7日前まで！（食事なし）」プラン（以下「本早割プラン」といいます。）において、予約時以降の変更及びキャンセルを不可としキャンセル料を宿泊料金の100%と定めている条項（以下、「100%キャンセル料条項」といいます。）につき、消費者契約法に違反すると判断し、裁判上の差止請求

権を行使するとの結論に達しました。

貴社は、2017年9月15日付の書面において、当団体に対し、本早割プランは消費者契約法9条1号の適用を受けず、又、同号の定めにも該当しない旨の回答を行っており、100%キャンセル料条項について廃止ないし改善した旨の回答がなされていない現状においては、現時点においても当該条項が不特定かつ多数の消費者との間の契約に利用されていると考えざるをえません。

したがって、当団体は貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後には、当団体は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。

(訴えを提起する予定の裁判所) 岡山地方裁判所

#### 第1 請求の要旨

当団体が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、消費者との間で、宿泊契約を締結するに際し、100%キャンセル料条項を内容とする意思表示を行わないようにしてください。
- 2 貴社は、前項の条項が記載された書面を破棄してください。
- 3 貴社は、貴社グループホテルが提供するホームページ上の前項の条項が記載されている部分を削除してください。
- 4 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布してください。

記

IHG・ANA・ホテルズグループジャパン合同会社は、消費者との間で宿泊契約を締結するに際し、「早割！10%OFFご予約は7日前まで！（食事なし）」プランにおいて、予約時以降の変更及びキャンセルを不可とし、キャンセル料を宿泊料金の100%と定めている条項を含む意思表示を行いませんので、弊社が当該条項を使用した宿泊契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された同意書面、契約書面は全て破棄してください。

## 第2 紛争の要点

### 1 貴社の宿泊契約の内容

貴社は、消費者との間で宿泊契約を締結するに際し、消費者が本早割プランの利用を選択する場合には、100%キャンセル料条項を含む宿泊契約を締結しなければならないとされています。

しかしながら、かかる条項は、下記に述べるとおり消費者契約法の規定に反し違法であると考えます。

### 2 100%キャンセル料条項が消費者契約法9条1号に違反すること

貴社グループホテルの宿泊約款第1条は、その第1項で、「当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、」と定め、また、その第2項で、「当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。」と定めています。そして、同約款6条2項は、「当

ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合・・・は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。」と定めています。したがって、このような宿泊約款の定めからすれば、100%キャンセル料条項は、宿泊契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定め の性質を有するものと解されます。

そして、消費者契約法9条1号では、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金の定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分の条項は無効とする旨定められています。

これを100%キャンセル料条項についてみますと、①予約が行われてからキャンセルまで間がない場合は損害が発生していないと考えられること、②予約後ある程度の期間を経過した後に

キャンセルを行った場合でも、貴社に発生する損害の額が必ずしも宿泊料金と同額であるとは限らないことから、100%キャンセル料条項が適用される宿泊契約の解除がなされたとしても、必然的に貴社に宿泊料金全額に相当する「平均的な損害」が発生するということにはならないことは明らかです。

したがって、100%キャンセル料条項は、全部ないし少なくともその一部が消費者契約法9条1号の規定に違反して無効です。

なお、念のため付言いたしますが、本件の100%キャンセル料条項のような契約条項が、いわゆる中心条項に当たるとして、消費者契約法が適用されないとの貴社の主張については、当団体としては、一般的に確立した法理論ではないと考えます。

### 3 結論

よって、100%キャンセル料条項は、消費者契約法9条1号に違反するものであり、請求の要

旨記載のとおりに対応を求めます。

以 上

この郵便物は平成30年4月13日第37403号書留内容  
証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

